

迫田病院行動計画書

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間平成30年12月1日～平成33年3月31日までの2年間4ヶ月

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を徹底する。

<対策>職員全員への周知を行う為に、管理職を対象にした研修会を実施し、その後、全ての部署に周知をしてもらう。

- 平成31年 1月～ 研修に使う資料の作成を行う。
- 平成31年 9月～ 管理職を対象にした研修会を実施する。
- 平成31年11月～ 各部署の管理職が部署内職員へ周知を行う。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>各部署・各個人の年休の取得状況を把握し、部署・個人での有休取得の格差がないようにする。

- 平成30年12月～ 各部署・各個人の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成31年 6月～ 取得状況を分析し、院内での検討開始。
- 平成31年12月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 平成32年 6月～ 各部署・各個人の計画的な有給休暇の取得を開始。